

中海及び境水道における漁業に関する協定書

鳥取県と島根県とは、中海における社会的・経済的環境の大きな変化を踏まえ、中海及び境水道における漁業を将来にわたって維持・発展させるという共通の目的のため、従来の入会慣行を尊重しつつ、この水域における漁業秩序の維持と漁業振興を図ることができるよう、漁業の取扱いに関し、次のとおり協定する。

第1条 両県は、漁業権の設定又は変更について、それぞれの地先海域を相互に尊重して、自主的に計画を樹立し、相手県の意見を聴いて行うものとする。

第2条 両県は、許可漁業について、当分の間、相手県の許可を有している場合は、自県の水域においては自県の許可を有しているものとみなして、関係法令を適用するものとする。

2 前項の規定の取扱いに当たっては、対象とする漁業種類、操業隻数、操業条件等について、両県協議の上調整を図るものとする。

3 両県は、前2項の実施に必要な漁業調整規則及び許可の制限又は条件の改正を行うものとする。

第3条 両県は、自由漁業のうち特に必要があると認めるものについて、その取扱い等を協議するものとする。

第4条 両県は、中海及び境水道における漁業の振興及び適切な漁業管理方法に関して協議し、適切な措置を講ずるものとする。

第5条 両県は、この協定に規定する協議を実施するため、必要に応じて漁業者、試験研究機関及び行政担当者による協議機関を設置するものとする。

2 前項の協議機関の構成、協議事項その他必要な事項については、別に定める。

第6条 この協定の内容に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合は、両県誠意をもって処理するものとする。

第7条 「中海、境水道及び美保湾における漁業に関する協定書（平成2年10月4日協定）」及びそれに付随する協定は、中海及び境水道における漁業に関しては、この協定の締結をもって効力を失う。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

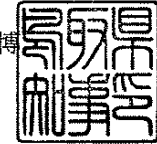
平成18年1月31日

鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県

鳥取県知事

片山善博



島根県松江市殿町1番地

島根県

島根県知事

澄田信義

